

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十二年東京都告示第十六百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条第一号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第二号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱）の一部改正……………一
（環境局環境改善部自動車環境課）……
○都道（首都高速道路）の供用開始……………一
（建設局道路管理部路政課）……

公告

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱の一部改正……………四
（環境局環境改善部自動車環境課）……
○土地収用法による収用の裁決手続開始……………四
（東京都収用委員会）……

告示

●東京都告示第九百八十九号

平成二十二年東京都告示第十六百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条第一号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第二号に規定する知事が

別に定める乗用車に関する要綱）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十八日

東京都知事 小池百合子

第二条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の二号を加える。

(23) 令和7年度燃費基準95%以上達成車 燃費基準実施要領第4条の4の規定に基づき算定された令和7年度燃費基準達成・向上達成レベルが95以上であると評価された自動車

(24) 令和7年度燃費基準90%以上達成車 燃費基準実施要領第4条の4の規定に基づき算定された令和7年度燃費基準達成・向上達成レベルが90以上であると評価された自動車

別表第二重量車（車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものに限る。）の部軽油を燃料とするものの項中「平成27年度燃費基準10%向上以上達成車であること。」や「平成27年度燃費基準10%向上以上達成車又は令和7年度燃費基準95%以上達成車であること（令和7年度燃費基準95%以上達成車については、型式の二桁目の識別記号がV又はWの車両に限る。）。」に代る、同表重量車（車両総重量が7.5トン超のものに限る。）の部軽油を燃料とするものの項中「平成27年度燃費基準5%向上以上達成車であること。」や「平成27年度燃費基準5%向上以上達成車又は令和7年度燃費基準90%以上達成車であること（令和7年度燃費基準90%以上達成車については、型式の二桁目の識別記号がV又はWの車両に限る。）。」に代る。

●東京都告示第九百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道（首都高速道路）の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 首都高速一号

二 供用開始の区間 品川区東品川二丁目五番二地先から同区東大井一丁目二百四十八番一地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和七年十月二十九日

別圖

都道首都高速一号线供用開始略図

品川区東品川二丁目、東大井一丁目

一般国道

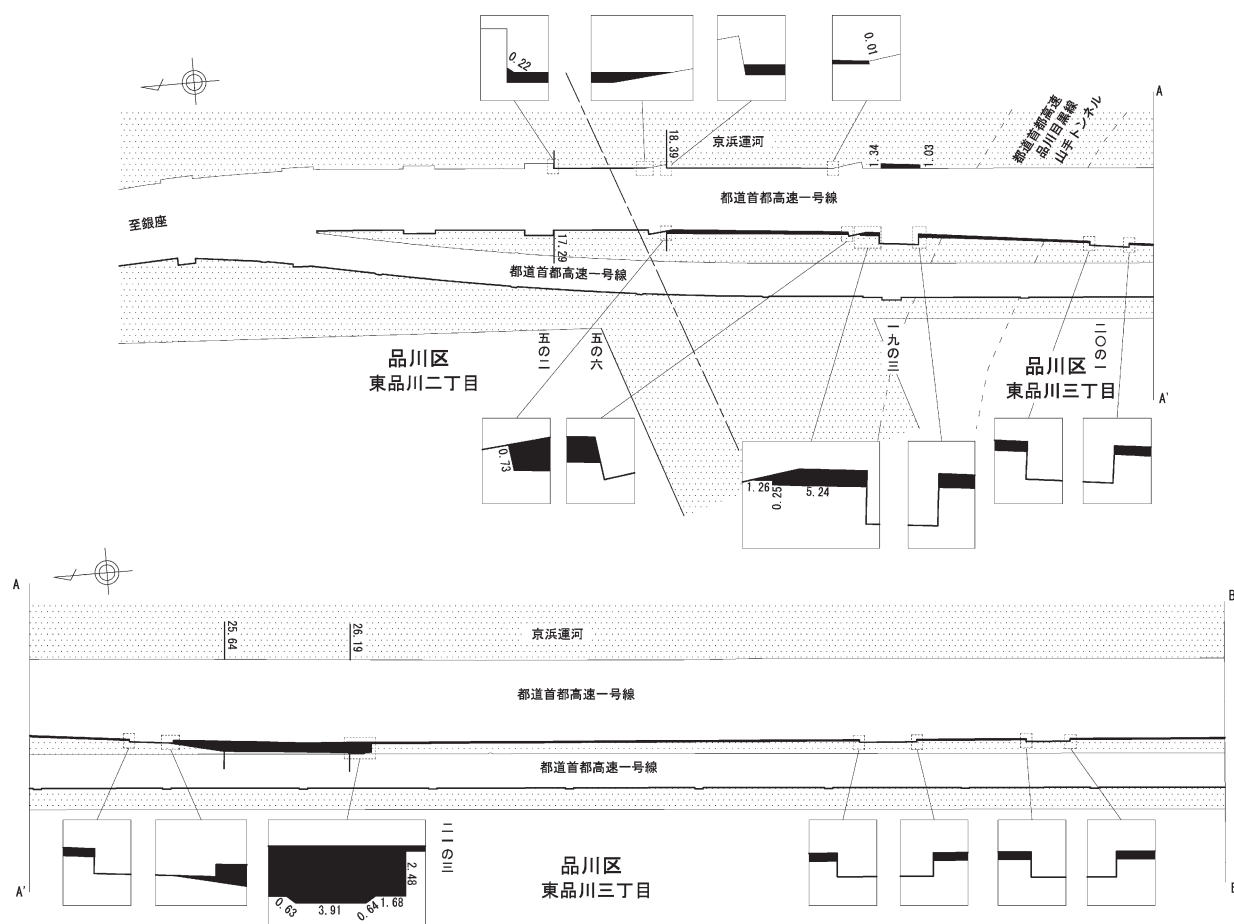
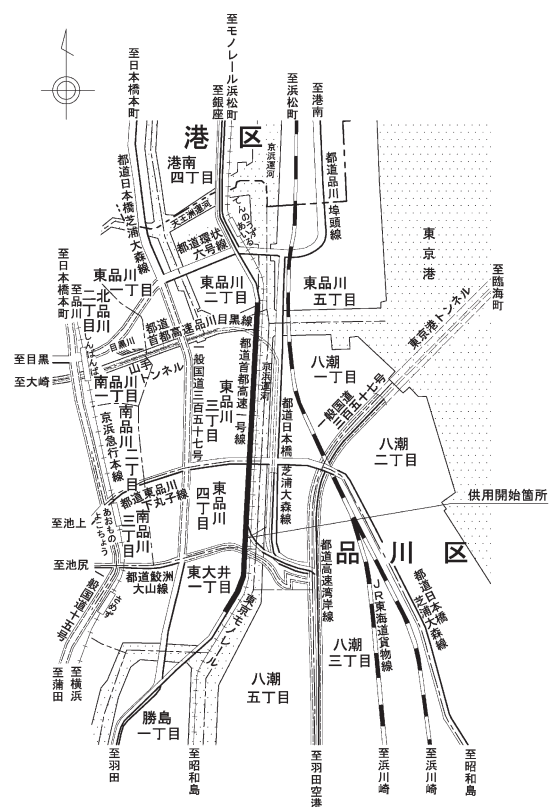
都道

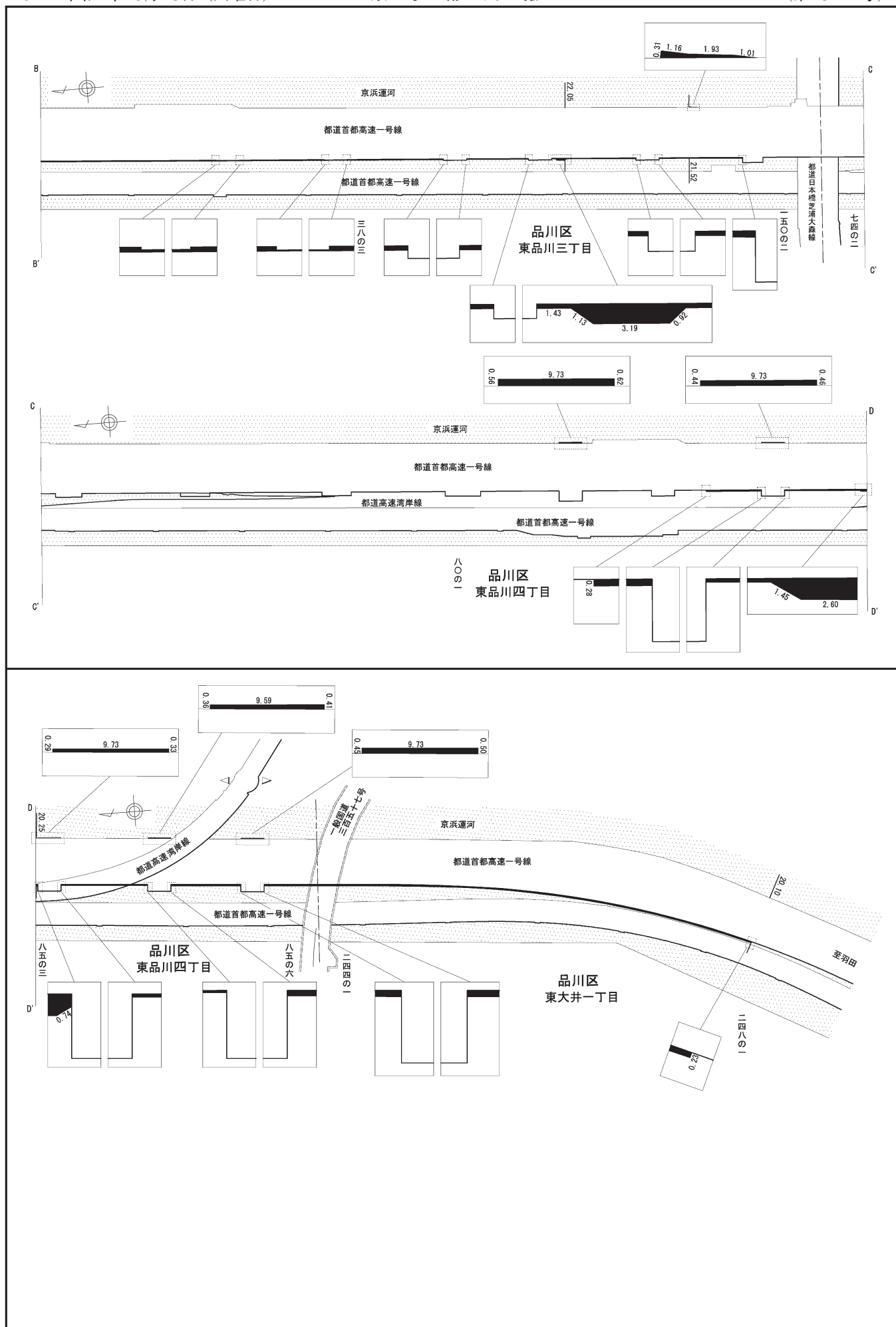
供用開始区域

一、〇八八・九六メートル

面積

四六〇・〇平方メートル





公 告

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱の一部改正について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱（平成二十一年三月三十一日付二十環車計第四百十二号）の一部を次のように改正した。

令和七年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

第二十八号を同第十九号とし、同第十七号の次に次の一号を加える。

(18) 令和7年度燃費基準85%以上達成車 燃費基準実施要領第4条の4の規定に基づき算定された令和7年度燃費基準達成・向上達成レベルが85以上であると評価された自動車

第三第三項の表重量車の部軽油を燃料とするものの項中「平成27年度燃費基準以上達成車であること。」や「平成27年度燃費基準以上達成車又は令和7年度燃費基準85%以上達成車であること（令和7年度燃費基準85%以上達成車については、型式の二桁目の識別記号がV又はWの車両に限る。）。」に改める。

次の附則を加える。

附 則

この要綱は、令和7年10月28日から施行する。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定

により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和7年10月28日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 中野区
- 2 事業の種類 東京都計画道路事業区画街路中野区画街路第3号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和7年10月16日

別記のとおり

別記						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都中野区上高田三丁目	41番6	宅地	㎡ 35.14	㎡ 35.22	㎡ 35.22	一之瀬幸雄 (持分 210840 分の 821)	不明 ただし、土地登記簿上の住所 東京都中野区上高田三丁目 41 番地				

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
郵便番号 113-0001

